

堺市立勤労者総合福祉センター管理基準

平成31年4月1日	制定
令和元年10月1日	改正
令和元年12月1日	改正
令和3年5月1日	改正
令和5年3月23日	改正
令和5年10月14日	改正
令和6年3月11日	改正

(趣旨)

第1条 この基準は、日本環境マネジメント株式会社（以下「NEM」という。）が、勤労者等の福祉の増進と教養文化の向上を図るとともに労働組合の健全な発展に資するために設置された堺市立勤労者総合福祉センター（以下「館」という）の指定管理者として当該施設の管理運営を行うにあたって必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得てこれを変更することがある。

2 館の休館日は次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得て、休館日を変更し、または、臨時に休館し、もしくは開館することがある。

(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは開館する。）は休館とする。ただし、受付業務のみ午前9時から午後5時まで行う。

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(利用区分)

第3条 施設の利用区分は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、利用区分を超えて施設の使用を許可することができる。また、2019年3月31日までの使用申込書に記載の利用時間については午後9時までの利用時間を午後10時までとして扱う。

区分名	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
利用時間	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで

(使用の申込み)

第4条 施設を使用しようとする者は、堺市立勤労者総合福祉センター使用申込書（様式第1号）を館長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、堺市及び指定管理者が主催、共催又は後援する事業に使用するとき並びに館長が特に認めるときは、当該各号に定める日前に申込みを受け付けることがで

きる。

(1) サンスクエアホール（同時に使用する場合にあつては控室1、控室2、リハーサル室・プレールーム及び第5会議室（ギャラリー）を含む。） 使用しようとする日の12ヵ月前の日の属する月の初日（労働団体又は労働組合（以下「労働組合」という。）が使用する場合は、13ヵ月前の日の属する月の初日）

(2) その他 使用しようとする日の6ヵ月前の日の属する月の初日（労働組合が使用する場合は、7ヵ月前の日の属する月の初日）

3 労働団体とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定される職員団体のほか、労働組合の連合団体（以下、この項において「連合団体」という。）、連合団体により構成される協議会、連合団体と密接に連携しながら労働者福祉の向上又は労働者の退職後の生活の向上を図る団体等をいう。

（利用料金）

第5条 施設の利用料金は別表第1のとおりとする。

2 附属設備その他の器具備品の利用料金は別表第2のとおりとする。

（使用の許可）

第6条 使用の許可は、利用料金の納付があつた後、堺市立勤労者総合福祉センター使用許可書（以下「使用許可書」という。）を申込者に交付して行うものとする。ただし、国、地方公共団体又はNEMが使用する場合に限り後納の扱いにより使用許可書を交付することができる。

(2) 前号の後納の扱いにより使用許可書の交付を受けた者が使用取消しをしようとするときは、利用取消申請書（後納）（様式第7号）を館長に提出しなければならない。

(3) 前号の場合、使用者が使用しようとする日前7日（サンスクエアホールにあつては1ヵ月）までに使用の取消しを申し出た場合は、利用料金の半額を納付する。その期日を過ぎて申し出た場合は、利用料金の全額を納付する。ただし、天災地変その他特別の理由により使用できなくなった場合を除く。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営上支障があり、館長において使用を不適當であると認められるとき。

3 館長は、使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（使用の制限）

第7条 施設の使用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、館長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 館長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、館の使用を許可せず、又は、使用の許可を取り消し、もしくは使用を制限することがある。

(1) 許可を受けないで商品の展示、販売その他営利を主たる目的とする行為を行うために使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、館の管理運営上支障があり、館長が不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）

は、使用の権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用許可の順位)

第9条 使用許可の順位は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(1) 使用の申込みを受理した順位による。

(2) 同時に複数の者が施設の使用を申し入れた時の順位は、抽選により定める。

(入館の制限)

第10条 館長は次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) 暴力団の利益となり、又はなるおそれがあると認められる者

(4) その他館の管理運営上支障があると認められる者

(使用許可に係る使用時間)

第11条 使用許可に係る使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(使用許可書の提示義務)

第12条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第6条第1項の規定により交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、館長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

(使用許可の変更)

第13条 使用者は許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前7日（サンスクエアホールにあつては1か月）までに、堺市立勤労者総合福祉センター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して館長に提出しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、使用許可証書の添付を省略することができる。

2 館長は前項の規定による申請があつた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、館長は、天災地変その他の使用者の責めに帰さない事故があつた場合、入場者の安全確保を図るうえで必要がある場合等において、使用許可を変更して館を使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

4 館長は、前2項の規定により使用許可の変更を承認したときは、変更後の使用許可書を使用者に交付するものとする。

5 館長は、前第4項の規定により変更後の使用許可書を交付するときは、既納の利用料金を変更後の使用許可に係る利用料金（以下「変更後の利用料金」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の利用料金に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の利用料金に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。ただし、前第3項の規定により使用許可の変更をした場合において、既納の利用料金に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

（利用料金の減免）

第14条 館長が利用料金を減額し、又は免除することができる場合及び減免額は次のとおりとする。

- (1) 堺市（雇用推進課に限る。）又は館の指定管理者が労働福祉その他これに類する事業のために使用するとき。利用料金（付属設備その他器具備品等の利用料金を含む。）の全額
- (2) 堺市の区域内に事務所を有する労働組合が労働福祉又は教養文化の向上のために使用するとき。基本料金の5割に相当する額

2 第1項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立勤労者総合福祉センター利用料金減免申請書（様式第4号）を館長に提出しなければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる書類を添付させることがある。

（利用料金の還付）

第15条 館長が利用料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、第13条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。

- (1) 天災地変その他特別の理由により使用できなくなった場合。既納の利用料金の全額
- (2) あらかじめ使用許可を受けた施設について、使用者が使用しようとする日前7日（サンスクエアホールにあつては1か月）までに使用の取消しを申し出た場合。既納の利用料金の半額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、堺市立勤労者総合福祉センター利用料金還付申請書（様式第5号）に使用許可書を添付して館長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとする者が、館長の定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

（使用者の遵守事項）

第16条 使用者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食（飲酒を含む。以下同じ。）し、又は火気（喫煙を含む。以下同じ。）を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示、販売等をしないこと。
- (4) 許可を受けないで館内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けていない施設、付属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで付属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 使用する施設の入場者に次条に定める事項を順守させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（入場者の遵守事項）

第17条 入場者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) 館内を不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(施設等の破損等の届出)

第18条 使用者及び入館者は、館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに破損（滅失）届（様式第6号）により館長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第19条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(原状回復義務)

第20条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第7条第2項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して館長に返還しなければならない。

2 館長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(冷暖房の実施期間等)

第21条 冷暖房の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) 冷房期間 6月1日から9月20日まで
- (2) 暖房料金 12月1日から翌年の3月20日まで

2 前項の実施期間を除く期間において、冷暖房装置の運転が可能なときに限り、使用者からの申込みにより冷暖房を実施することができる。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第22条 館長は、施設予約システム（堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成5年規則第48号）第17条に規定する施設予約システムをいう。以下同じ。）を用いてセンターの使用等に係る手続等を行わせる場合において、この基準の規定により難いと認めるときは、施設予約システムを用いたセンターの使用等に係る手続等について別に定めることができる。

(委任)

第23条 この基準に定めるもののほか、館の管理及び運営について必要な事項は、NEMが定める。

附 則

1. この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準による改正後の別表第1及び別表第2の規定はこの基準の施行の日以後の使用の申込に係る利用料金から適用し、同日前の使用の申込に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則

1. この基準は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2. この基準の施行の際、この基準による改正前の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この基準による改正後の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、令和5年3月23日から施行する。

(適用区分)

2. この基準の各規定は、施行の日以後の使用に係る申請等について適用し、同日前の申請等については、なお従前の例による。

(経過措置)

3. この基準の施行の際、この基準による改正前の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定（様式第2号を除く。）により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この基準による改正後の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、令和5年10月14日から施行する。

(経過措置)

2. この基準による改正後の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準別表第1の規定は、この基準の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
3. この基準の施行の際、この基準による改正前の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この基準による改正後の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、令和6年3月11日から施行する。

(経過措置)

2. この基準の施行の際、この基準による改正前の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この基準による改正後の堺市立勤労者総合福祉センター管理基準の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第1

基本料金			(単位 円)							
種別	時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過使用	
			午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	1時間	
	サ ン ス ク エ ア ホ ー ル	平日	勤労者	18,840	28,110	23,420	46,950	51,530	70,370	7,000
その他の者			20,870	31,260	26,070	52,130	57,330	78,200	7,800	
祝・休日		勤労者	22,500	33,710	28,000	56,210	61,710	82,500	8,200	
		その他の者	24,950	37,480	31,160	62,430	68,640	91,660	9,100	
リハーサル 利用		勤労者	13,130	19,750	16,390	32,880	36,140	49,270	4,900	
		その他の者	14,560	21,890	18,230	36,450	40,120	54,680	5,400	
控室1	勤労者	1,420	2,240	1,830	3,660	4,070	5,490	500		
	その他の者	1,620	2,440	2,030	4,060	4,470	6,090	600		
控室2	勤労者	1,420	2,240	1,830	3,660	4,070	5,490	500		
	その他の者	1,620	2,440	2,030	4,060	4,470	6,090	600		
リハーサル室	勤労者	3,970	5,900	4,990	9,870	10,890	14,860	1,400		
	その他の者	4,370	6,510	5,500	10,880	12,010	16,380	1,600		
多目的室1	勤労者	2,330	3,450	2,950	5,780	6,400	8,730			
	その他の者	2,600	3,840	3,340	6,440	7,180	9,780			
多目的室2	勤労者	4,780	7,180	6,030	11,960	13,210	17,990			
	その他の者	5,330	7,990	6,700	13,320	14,690	20,020			
多 目 的 ホ ー ル	ホール利用	勤労者	20,870	31,370	26,170	52,240	57,540	78,410		
		その他の者	23,220	34,830	29,020	58,050	63,850	87,070		
	体育利用	勤労者	4,170	6,210	5,090	10,380	11,300	15,470		
		その他の者	4,580	6,920	5,700	11,500	12,620	17,200		
料理実習室	勤労者	4,480	6,820	5,600	11,300	12,420	16,900			
	その他の者	4,990	7,530	6,210	12,520	13,740	18,730			
工芸実習室	勤労者	4,480	6,820	5,600	11,300	12,420	16,900			
	その他の者	4,990	7,530	6,210	12,520	13,740	18,730			
集 会 室	教養文化室	合室	勤労者	3,340	5,080	4,170	8,420	9,250	12,590	
			その他の者	3,760	5,590	4,670	9,350	10,260	14,020	
		12畳	勤労者	1,210	1,830	1,420	3,040	3,250	4,460	
			その他の者	1,320	2,030	1,620	3,350	3,650	4,970	
	22畳	勤労者	2,130	3,250	2,750	5,380	6,000	8,130		
		その他の者	2,440	3,560	3,050	6,000	6,610	9,050		
研修室1	勤労者	2,640	4,070	3,250	6,710	7,320	9,960			
	その他の者	2,950	4,480	3,660	7,430	8,140	11,090			

研修室2	勤労者	2,640	4,070	3,250	6,710	7,320	9,960	
	その他の者	2,950	4,480	3,660	7,430	8,140	11,090	
第1会議室	勤労者	5,290	7,940	6,720	13,230	14,660	19,950	
	その他の者	5,900	8,860	7,430	14,760	16,290	22,190	
第2会議室	勤労者	2,640	4,070	3,250	6,710	7,320	9,960	
	その他の者	2,950	4,480	3,660	7,430	8,140	11,090	
第3会議室	勤労者	1,730	2,540	2,240	4,270	4,780	6,510	
	その他の者	1,930	2,850	2,440	4,780	5,290	7,220	
第4会議室	勤労者	1,520	2,340	1,930	3,860	4,270	5,790	
	その他の者	1,730	2,640	2,130	4,370	4,770	6,500	
第5会議室 (ギャラリー)	勤労者	3,460	5,090	4,480	8,550	9,570	13,030	1,300
	その他の者	3,870	5,700	4,880	9,570	10,580	14,450	1,400
プレイルーム	勤労者	500	810	710	1,310	1,520	2,020	
	その他の者	610	910	810	1,520	1,720	2,330	
ギャラリー (A棟)	勤労者	4,320	6,480	5,480	10,800	11,960	16,280	
	その他の者	4,810	7,230	6,060	12,040	13,290	18,100	

備考

- (1) この表において「祝・休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- (2) この表において「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用されている者をいい、使用者区分の「勤労者」は、使用者が次のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 労働組合であるとき
 - イ 勤労者である個人又は勤労者を代表者とする任意団体であり、かつ、入場者の半数以上が勤労者であるとき
- (3) 市外居住者（堺市内に勤務場所を有する者を除く。）又は市外の団体、事業所等（その所在地が堺市域外にあるものをいう。）が使用するときは、利用区分に係る基本料金（以下単に「基本料金」という。）の5割を加算する。
- (4) 使用者が商品の展示又は販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の5割を加算する。
- (5) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の5割を加算する。ただし、入場料その他これに類するものの金額が1,000円未満のときを除く。
- (6) 冷暖房の実施期間中に使用するときは、基本料金の4割を加算する。

（基本実施期間 冷房：6月1日～9月20日 暖房：12月1日～翌年の3月20日）
- (7) 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

別表第2

附属設備及びその他の器具備品の利用料金

(単位 円)

種別	区分	器具名等	数量	料金	備考
舞台設備		ピアノ(スタインウェイ)	1台	10,180	調律料は別
		ピアノ(ヤマハ)	1台	3,050	調律料は別
		電子ピアノ(ヤマハ)	1台	2,030	
		エレクトーン(ヤマハ)	1台	1,520	
		演台	1台	500	
		司会者用演台	1台	500	
		花台	1台	300	
		平台	1式	2,030	
		譜面台	1台	100	
		指揮台	1台	300	
		金びょうぶ	1双	2,030	
音響設備		CDラジカセ	1台	500	
		ワイヤレスマイク	1式	2,030	
		テープレコーダー	1台	2,030	
		CDデッキ	1台	2,030	
		DATデッキ	1台	2,030	
		録音再生セット	1式	2,030	
		はね返りスピーカー	1式	1,010	
照明設備		サスペンションライト	1列	1,010	
		シーリングライト	1列	2,030	
		センタピンスポットライト	1台	2,030	
映写設備		OHP	1台	500	台付
		OHC	1台	500	台付
		OHP用スクリーン	1台	500	
		移動式スクリーン	1台	1,010	
		スライドプロジェクター	1台	1,520	スクリーン付
		ビデオ	1式	2,030	テレビ付
		ビデオプロジェクター	1台	2,030	
		液晶プロジェクター	1台	2,030	
その他の設備		電気窯(酸化焼成用)	1台	200	1時間当たり

備考

この表の利用料金は、午前、午後及び夜間の利用区分をもって、それぞれ1回とする。ただし、表中の備考欄に定めがあるものを除く。

堺市立勤労者総合福祉センター使用申込書

指定管理者 日本環境マネジメント株式会社 堺市立勤労者総合福祉センター 館長 殿

年 月 日

申請者	フリガナ		申込者氏名・連絡先	受付担当者
	法人名又は団体名		電話番号：	
	フリガナ		生年月日	受付印
	代表者氏名		(※選択不要) □勤労者 □労働団体 □その他	
	所在地(住所)	〒		

申請1	利用日	年 月 日 ()	利用区分	□午前 □午後 □夜間
	施設名	<input type="checkbox"/> サンスクエアホール (本番・リハーサル) <input type="checkbox"/> 控室 (1・2) <input type="checkbox"/> リハーサル室 <input type="checkbox"/> 多目的ホール(ホール利用・体育利用) <input type="checkbox"/> 料理実習室 <input type="checkbox"/> 工芸実習室 <input type="checkbox"/> 研修室 (1・2) <input type="checkbox"/> 会議室(第1・第2・第3・第4・第5) <input type="checkbox"/> 教養文化室 (合室・12畳・22畳) <input type="checkbox"/> プレイルーム <input type="checkbox"/> 多目的室(1・2) <input type="checkbox"/> A棟ギャラリー		
	付属備品	<input type="checkbox"/> マイク(第5は有線マイクのみ) <input type="checkbox"/> 液晶プロジェクター <input type="checkbox"/> 移動式スクリーン <input type="checkbox"/> 録音再生セット(多目的) <input type="checkbox"/> 電子ピアノ(第5・リハーサル室)	利用人数	人
	利用内容(目的)		表示名称	
	備考	(パーティー・机・椅子等使用予定があれば記入)		

申請1	利用日	年 月 日 ()	利用区分	□午前 □午後 □夜間
	施設名	<input type="checkbox"/> サンスクエアホール (本番・リハーサル) <input type="checkbox"/> 控室 (1・2) <input type="checkbox"/> リハーサル室 <input type="checkbox"/> 多目的ホール(ホール利用・体育利用) <input type="checkbox"/> 料理実習室 <input type="checkbox"/> 工芸実習室 <input type="checkbox"/> 研修室 (1・2) <input type="checkbox"/> 会議室(第1・第2・第3・第4・第5) <input type="checkbox"/> 教養文化室 (合室・12畳・22畳) <input type="checkbox"/> プレイルーム <input type="checkbox"/> 多目的室(1・2) <input type="checkbox"/> A棟ギャラリー		
	付属備品	<input type="checkbox"/> マイク(第5は有線マイクのみ) <input type="checkbox"/> 液晶プロジェクター <input type="checkbox"/> 移動式スクリーン <input type="checkbox"/> 録音再生セット(多目的) <input type="checkbox"/> 電子ピアノ(第5・リハーサル室)	利用人数	人
	利用内容(目的)		表示名称	
	備考	(パーティー・机・椅子等使用予定があれば記入)		

申請1	利用日	年 月 日 ()	利用区分	□午前 □午後 □夜間
	施設名	<input type="checkbox"/> サンスクエアホール (本番・リハーサル) <input type="checkbox"/> 控室 (1・2) <input type="checkbox"/> リハーサル室 <input type="checkbox"/> 多目的ホール(ホール利用・体育利用) <input type="checkbox"/> 料理実習室 <input type="checkbox"/> 工芸実習室 <input type="checkbox"/> 研修室 (1・2) <input type="checkbox"/> 会議室(第1・第2・第3・第4・第5) <input type="checkbox"/> 教養文化室 (合室・12畳・22畳) <input type="checkbox"/> プレイルーム <input type="checkbox"/> 多目的室(1・2) <input type="checkbox"/> A棟ギャラリー		
	付属備品	<input type="checkbox"/> マイク(第5は有線マイクのみ) <input type="checkbox"/> 液晶プロジェクター <input type="checkbox"/> 移動式スクリーン <input type="checkbox"/> 録音再生セット(多目的) <input type="checkbox"/> 電子ピアノ(第5・リハーサル室)	利用人数	人
	利用内容(目的)		表示名称	
	備考	(パーティー・机・椅子等使用予定があれば記入)		

申請に当たっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

- 『堺市勤労者総合福祉センターの利用申請の注意事項』の内容を確認し、承諾します。
- 利用に当たっては、堺市勤労者総合福祉センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

館長	精査	受付者

堺市立勤労者総合福祉センター 使用許可変更申請書

年 月 日

日本環境マネジメント株式会社
堺市立勤労者総合福祉センター 館長 殿

申請者 所在地（住所）

法人名又は団体名

代表者（氏名）

次のとおり堺市立勤労者総合福祉センターの使用許可を変更して下さるよう、使用許可書を添えて申請します。

変更事項	変更前		変更後	
使用予定日時	年 月 日（ ） 時から 時まで		年 月 日（ ） 時から 時まで	
使用予定施設				
変更の理由	<input type="checkbox"/> 開催日時の変更のため <input type="checkbox"/> 参加人数の変更のため <input type="checkbox"/> その他 （ ）			
※ 使用料処理欄	変更後の金額	円		照合者
	既納額	円		
	追加納付額	円		
	既納額照合	年 月 日 納入		

- ご注意 1 再度の変更はできません。
- 2 既納額を還付することはできません。また、変更後の利用料金に不足が生じたときは不足額をお支払いください。
- 3 変更後に使用を取消した時の既納額還付はできません。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

館長	精査	受付者

堺市立勤労者総合福祉センター利用料金減免申請書

年 月 日

日本環境マネジメント株式会社

堺市立勤労者総合福祉センター 館長 殿

申請者 所在地（住 所）

法人名又は団体名

代表者（氏 名）

次のとおり利用料金を減免して下さるよう申請します。

1	使用日時	年 月 日から 年 月 日まで	時から 時まで
	使用申込施設		
2	使用日時	年 月 日から 年 月 日まで	時から 時まで
	使用申込施設		
3	使用日時	年 月 日から 年 月 日まで	時から 時まで
	使用申込施設		
使用申込附属設備等			
減免申請の理由			
適用条項		堺市立勤労者総合福祉センター条例第20条第5項 堺市立勤労者総合福祉センター管理基準第14条第1項 号	

※ 減免処理欄	減 免 額	円
---------	-------	---

ご注意 ※印の欄は、記入しないでください。

館長	精査	受付者

堺市立勤労者総合福祉センター利用料金還付申請書

年 月 日

日本環境マネジメント株式会社
堺市立勤労者総合福祉センター 館長 殿

申請者 所在地（住 所）

法人名又は団体名

代表者（氏 名）

使用許可書を添えて申請しますので利用料金を還付くださるようお願いいたします。

還 付 の 理 由	
使 用 年 月 日	年 月 日
使 用 申 込 施 設	
使 用 申 込 附 属 設 備 等	
既 納 の 利 用 料 金	円

ご注意 ※印の欄は記入しないでください。

※ 還付処理欄	還 付 額	円	照合者
	還付年月日	年 月 日	

破 損 (滅 失) 届

年 月 日

指定管理者 日本環境マネジメント株式会社
 堺市立勤労者総合福祉センター 館長 殿

申請者 所在地 (住 所)

法人名又は団体名

代表者 (氏 名)

次のとおり破損 (滅失) したのでお届けします。ついては、堺市立勤労者総合福祉センター条例第10条第2項の規定に基づき、ご指示の方法によって賠償します。

破損 (滅失) の日時	破損 (滅失) の物件及び箇所	数 量	破損 (滅失) の内容又は程度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
※ 賠償処理欄	指 示 賠 償 額	円	照合者
	賠 償 額	円	
	賠 償 年 月 日	年 月 日	

ご注意 ※印の欄は、記入しないでください。

本件許可してよろしいか		
館長	精査	受付者

堺市立勤労者総合福祉センター利用取消申請書（後納）

年 月 日

日本環境マネジメント株式会社
堺市立勤労者総合福祉センター 館長 殿

申請者所在地（住所）

法人名又は団体名

代表者（申込責任者）氏名

次のとおり利用取消を申請します。

尚、使用予定日の7日前（サンスクエアホールは1か月前）までの使用取消の場合は、利用料金の5割の額の後納請求を受け付けます。（期日を超えた取消の場合は10割の請求を受け付けます）

取 消 の 理 由			
使用許可番号等	年	月	日付け 第 号
使用年月日	年	月	日
使用申込施設			
使用申込附属設備等			
後納請求対象料金	円		
※ 後納請求処理欄	後 納 請 求 額	円	照合者
	取消受理年月日	年 月 日	

ご注意 1 申請者が自署しない場合、又は、法人である場合は記名押印をしてください。

※印の欄は、記入しないでください。